飯山市移住・定住支援 住宅建設促進事業

1,000 万円住宅のご提案

雪国で生まれ、雪国で生活している建築の技術者が、皆様の移住定 住スタイルに合わせた、1.000万円住宅のプランを考えました。

【個人住宅建設への支援】

- ■対象土地 飯山市土地開発公社住宅分譲地または民有地 (上下水道整備区域内にある市長が認めた区域内の土地)
- ■住宅要件 自ら発注し新築する住宅
- ■対 象 者 建設年度に夫婦のうちどちらかが 40 歳未満か 20 歳未満 の子どもと同居の家庭で、次の(1)~(2)のいずれかに該当する家庭 ①市外から新たに転入しようとする夫婦
 - ②市外から転入して3年以内で、現在賃貸住宅に居住している夫婦

■補助金額

◇土地開発公社住宅分譲地に建設の場合

150万円 (市内建設業者請負でない場合 120 万円)

◇民有地に建設の場合

100万円 (市内建設業者請負でない場合80万円)

■補助金の交付対象期間

平成 23 年4月1日~平成 24 年3月 31 日までに建設 (完成) した住宅

【中古住宅購入への支援】

- ■対 象 者 市外から新たに転入しようとする方、および市外から転入 して3年以内で、現在賃貸住宅に居住している方
- ■補助内容 中古住宅を購入するために購入資金を借り入れた方に、 1,500万円を上限に借入金の2%相当額を2年間補助します。 (上下水道区域内で市長が認めた区域にある建物に限ります)
- ■補助金の交付対象期間

平成 23 年4月1日~平成 24 年3月 31 日までに購入した住宅

を応

そうだ、

美し

情景を見せる日本

人口の増加とふるさと回帰による定住 る方を対象に、 また住宅建設による民間事業者 クを活用することで、 そんな飯山 補助金の交付や利子 行います の 同居を また 考えて 空空

のふるさと飯山 のあるさと飯山 の経済活動の促進を図ります対策、また住宅建設による民 き家」 補給などの支援を 合わせくださ

日が休日の場合はその前後の日が休日の場合はその前後の日が休日の場合はその前後のいます。

飯山市行政相談委員 丸山忠吉さん

忠吉さん(日曜5656)が市では木島地区天神堂の丸山 用 ま よう

軽にご相談ください。は固く守られますので、

政相談委員を通じてお聞

き

行政相談は、

日

当

解決や実現を目指そうと

る苦情や意見、 政や独立

要望などを行

委嘱されています

政相談委員制度は、

行政法人などに対す

である行政相談委員は、

そのための身近な相談窓口

う制度です

(臣から委嘱された民間

お気

となります。 る装置

③市税の滞納がない方②飯山市に住所がある方 【対象となる世帯】 (次の全てに該当する世帯) 者の世帯 55歳以上の方のみの世帯 または母子家庭世帯、 くは生計の中心の方が障害 も

- ●例1「工事費が 200 万円のとき」 (計算式) 200 万円×10 分の1=20 万円
- ●例2「工事費が350万円のとき」 (計算式) 350 万円×10 分の1=35 万円 ⇒補助金額は限度額の30万円

◇併用住宅で居住部分面積

れで花の植栽作業が行われまれており、例年より1週間遅れており、

東西回り線

ルドベキアショウメイギク

評をいただ

いてい

る取り組み

河川側 車道側

アゲラタム ビンカ れる方にも大変好

号・

曙町

まで実施していただいており、 の皆様により植栽から草取り

17号および西回り線に

各集落や学校、

企業

【植栽日】 時

6月12日(日) 午前6時から

イターロード事業」は、国年度で22年目を迎える

よろしくお願

(1)

します

市民の皆さんのご協力

0

お

行政などへの意見や要望をお聞きします

相談

委員

度を活

【お問い合わせ】庶務課 庶務係 슙⑫31

1

内線333

【対象となる融雪装置】 ◇不凍液や温水等 循環方式や電熱式などによ 利用するものは対象外) を占めるもの が全体面積の2分の1 (地下 の

Ė

. 12 月 25 日

増改築時の設置いずれも対象 ※融雪装置は新築時の設置:

補助金の計算例

⇒補助金額は20万円

【お問い合わせ】 いいやま住んでみません課 住宅係 〇⑫31

内線251

高齢者世帯や弱者世帯が対象 住宅屋根の融雪化工事 に対する

助

制度

例年より1週間遅れで植栽実施

【お問い合わせ】まちづくり課 まち並整備係

62 3 1

内線244・245

図るため、次のとおり住宅屋根の融雪化費用 に対し補助を行います -ろし作業の負担軽減や、転落事故の防ry 飯山市では高齢者等世帯などを対象に、 転落事故の防止を 雪

補助を受ける場合には着工

の で、

要件に該当するかご確認ください。で、ご希望の方は事前お問い合わせのめを受ける場合には着工前に申請が必要 取得費用等に対し、市④過去に屋根融雪工事や 補助金を受けてい 住宅

ない方

限30万円)

【補助金額】

融雪装置設置費用の10分

(申請者の

持ち家に限る)

【対象となる住宅】

「空き家バンク」制度のご活用を

市では「空き家バンク」制度を開設しています。この 制度は市内の使用されていない住宅・宅地等を所有者の 方から登録をしていただき、物件の購入・賃借を希望す る方々へ市から空き家情報を提供するものです。

「空き家バンク」への空き家情報登録の流れ

①賃貸・売却物件の登録

「空き家バンク登録申込書」へ必要事項を記入のうえ、 市役所いいやま住んでみません課へ提出してください。

②現地確認 市担当者と宅建協会担当者が現地調査。

③空き家情報の提供

調査の結果、適正な物件と認められると空き家バンクに 登録され、市ホームページ・市窓口で情報提供を行います。

4物件の交渉 物件の申し込みがあると宅建協会の仲介に より交渉。(法律に基づく仲介手数料がかかります)

詳しくは、いいやま住んでみません課まで。

親等と同居する若い世代の定住を支援

代等同居住宅建設支援事業

市では家庭内での子育てや高齢者介護など世代間で支え 合っていただこうと、親等と同居するための住宅の新築・増築 で借り入れる資金の利子の一部を補給する「三世代等同居住 宅建設支援事業」を行っています。

■支援の内容

親等と同居しようとする (している) 方がその 住宅を新築または増築するために資金を借り入れ た場合に、その借入金利子の一部を補給します。

■利子補給額

借入金額 (残高・限度額 1,500 万円) の年1%以内

■利子補給期間

借入当初から3年間

※①補助金の交付対象期間は、平成23年4月1日から平成26年 3月31日までです。

※②親等とは60歳以上となる父母・祖父母等の親族をいいます。 ※③同居する親等が住宅を新築・増築する場合は対象となりません。